

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(社会福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(森林整備課)	四
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		七
○資金管理団体の届出		八
○資金管理団体の指定取消し等の届出		八
○指定自動車教習所の指定の取消し		八
○指定講習機関が行う特定講習の廃止		八

### 公 告

#### 選挙管理委員会

### 公安委員会

## 告 示

### 雑 報

○運転免許取得者教育の認定の取消し

○環境影響評価条例に定める対象事業の内容の変更の公告

八 八

○宮城県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	はまぎく介護ステーション有限公司	宮城郡七ヶ浜町境山二一三ー八	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字上ノ台三五ー二	はまぎく介護ステーション有限公司	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字上ノ台三五ー二	平成二十九年七月一日

○宮城県告示第千三三三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一・二〇〇・六三七	わらいの館四季登米市迫町新田字井守沢二百九番地三十	生活介護	特定非常利活動法人わらいの館四季	平成三十年十一月十日

○宮城県告示第千四四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称  
中埜西部地区
  - 二 処分の年月日  
平成三十年十月二十九日
- 宮城県告示第千五五号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
  - (一) 立木の伐採の限度
- (二) 立木の伐採の限度
- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東松島市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
  - (二) 立木の伐採の限度
- (一) 立木の伐採の限度
- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十六号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路線名 稲井沢田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市真野字中谷地無番地先から 同市真野字中谷地無番地先まで		前 A	後 B	一〇・〇 一〇・三	七・五 一・〇	三三五・六	三九〇・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 A	一六・五 六一・二	三三五・六	三三五・六					

○宮城県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国道	三九八号	石巻市大瓜字石六八番四地先から 同市真野字中谷地無番地先まで	平成三十年 十一月十七日 午後三時

○宮城県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	稲井沢田線	石巻市真野字中谷地無番地先から 同市真野字中谷地無番地先まで	平成三十年 十一月十七日 午後三時

○宮城県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称 涌谷町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
  - 1 種類 大崎広域都市計画下水道事業
  - 2 名称 涌谷町公共下水道
- 三 事業施行期間 「平成五年一月十二日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成五年一月十二日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分

公 告

なし

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成三十年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 大曲浜防災林造成業務委託 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の翌日から平成三十一年三月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県東松島市矢本字板取地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置

を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成三十年十二月十二日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県農林水産部森林整備課治山班（担当 原 央晶 電話〇二二―二二二―二九二二）
- 3 入札説明書の交付期限  
平成三十年十二月十三日（木）午後五時まで
- 4 一般競争入札参加資格審査  
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- 5 入札書の提出期限及び場所  
(一) 日時 平成三十年十二月二十七日（木）午後五時まで  
(二) 場所 2に同じ。  
(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 6 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成三十年十二月二十八日（金）午前十時  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課
- 五 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Services to be Procured : Development of Onagarihama disaster prevention forest
- 2 Period of Contract : From day after contract settlement to March 28, 2019
- 3 Deadline for Bid Submission : December 27, 2018, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time for Bid Selection : December 28, 2018, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department 12<sup>th</sup> floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Contact Information : Land Restoration Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai Miyagi 980-8570 Japan (Contact : Teruaki Hara. Tel : 022-211-2923)
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。

平成三十年十一月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤よしき後援会	伊藤 清一	伊藤 朱里	富谷市二ノ関館下三二	平成三十年十月二十四日
輝く未来の会	村岡 玲子	佐々木康治	仙台市青葉区東照宮二一八	平成三十年十月三十一日
貴玲舎	村岡 貴子	佐々木康治	仙台市青葉区東照宮二一八	平成三十年十月三十一日
主体的市民として活動し仙台を良くする会	鈴木 澄恵	鈴木 澄恵	仙台市若林区三百人町五〇	平成三十年十月十五日

宮城創生会	富永 信明	新関 直人	仙台市青葉区本町二一二一七	平成三十年十月十五日
-------	-------	-------	---------------	------------

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年十一月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鳴瀬支部	高橋 宗也	主たる事務所所在地	東松島市野蒜ヶ丘二二七一二町七四	東松島市小野字	平成三十年九月二十六日

代表者の氏名	高橋 宗也	多田 龍吉
--------	-------	-------

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
市民とともに悠久のまち多賀城を創る会	石塚 昌志	主たる事務所所在地	多賀城市高崎三一〇一三七	多賀城市八幡三一〇一三七	平成三十年十月十五日

菅原ただし後援会	北浦つや子	代表者の氏名	北浦つや子	佐々木 守	平成三十年十月十日
----------	-------	--------	-------	-------	-----------

宮城県商工政治連盟	大川 明雄	会計責任者の氏名	佐々木久夫	鎌田 寛	平成三十年九月二十五日
-----------	-------	----------	-------	------	-------------

宮城県商工政治連盟	高橋 和志	代表者の氏名	高橋 和志	今野 惣市	平成三十年七月十九日
-----------	-------	--------	-------	-------	------------

本吉唐桑支部	高橋 和志	代表者の氏名	高橋 和志	今野 惣市	平成三十年七月十九日
--------	-------	--------	-------	-------	------------

宮城県中小企業政策推進協議会	今野 敦之	会計責任者の氏名	大内 仁	及川 公一	平成三十年十月一日
----------------	-------	----------	------	-------	-----------

備考	岡本あき子の会は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更				
----	--------------------------------	--	--	--	--

宮城県中小企業政策推進協議会	今野 敦之	会計責任者の氏名	大内 仁	及川 公一	平成三十年十月一日
----------------	-------	----------	------	-------	-----------

備考	岡本あき子の会は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更				
----	--------------------------------	--	--	--	--

宮城県中小企業政策推進協議会	今野 敦之	会計責任者の氏名	大内 仁	及川 公一	平成三十年十月一日
----------------	-------	----------	------	-------	-----------

備考	岡本あき子の会は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更				
----	--------------------------------	--	--	--	--

宮城県選挙管理委員会	委員長 伊 東 則 夫				
------------	-------------	--	--	--	--

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					
--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日					
-------------	--	--	--	--	--

宮城県選挙管理委員会	委員長 伊 東 則 夫				
------------	-------------	--	--	--	--

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明日の塩釜を考える100人の会	志賀 直哉	平成三十年九月三十日
志賀直哉後援会	阿部 仁	平成三十年九月三十日
千田直人後援会	阿部 計	平成三十年八月三十一日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。					
---	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日					
-------------	--	--	--	--	--

宮城県選挙管理委員会	委員長 伊 東 則 夫				
------------	-------------	--	--	--	--

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)					
---------------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

明日の証を考ふる100人の会					
----------------	--	--	--	--	--

資金管理団体の届出をした者の氏名 志賀 直哉 資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員 報告年月日 30. 10. 5 (30. 9. 30解散)	1 収入総額 67,944 前年繰越額 67,944 2 支出総額 0 (その他の政治団体)	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成三十年十一月十六日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫
志賀直哉後援会 報告年月日 30. 10. 5 (30. 9. 30解散)	1 収入総額 140,933 前年繰越額 140,933 2 支出総額 0 千田直人後援会 報告年月日 30. 2. 1 (30. 8. 31解散)	(資金管理団体) 明日の塩釜を考える100人の会 資金管理団体の届出をした者の氏名 志賀 直哉 資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員 報告年月日 30. 10. 5 (30. 9. 30解散)
1 収入総額 63,960 前年繰越額 2,369 本年収入額 61,591 2 支出総額 63,960 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (14人) 16,800 寄附 44,791 個人分 44,791	1 収入総額 67,944 前年繰越額 67,944 2 支出総額 0 (その他の政治団体) 志賀直哉後援会 報告年月日 30. 10. 5 (30. 9. 30解散)	1 収入総額 140,933 前年繰越額 140,933 2 支出総額 0 千田直人後援会 報告年月日 30. 9. 18 (30. 8. 31解散)
4 支出の内訳 政治活動費 63,960 組織活動費 34,800 機関紙誌の発行その他の事業費 29,160 機関紙誌の発行事業費 29,160 5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 44,791 ○阿部謙一郎氏(株)四十二万五千円	2 支出総額 0 1 収入総額 0 2 支出総額 0 ○阿部謙一郎氏(株)四十二万五千円 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成三十年十一月十六日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫	平成三十年十一月十六日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

鈴木 澄恵 仙台市議会議員 主体的市民として活動し仙台を良くする会 仙台市若林区三百人町五〇 平成三十年十月十五日

村岡 貴子 仙台市議会議員 貴玲舎 仙台市青葉区東照宮二一〇一八 平成三十年十月二十六日

○宮城県告示第百二十七号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。  
平成三十年十一月十六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出  
資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日  
志賀 直哉 明日の塩釜を考える100人の会 平成三十年九月三十日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第159号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定に基づき、指定していた次の指定自動車教習所の指定を取消した。  
平成30年11月16日

1 名称等	名称、住所及び代表者の氏名	指定番号	指定していた免許の種類	指定を取消した年月日
宮城県公安委員会委員長 山口 哲男	若柳第一自動車学校 栗原市若柳字川北東若柳107番地 高 橋 博 剛	46	普通自動車免許 普通自動二輪車免許 大型特殊自動車免許	平成30年 11月7日

2 指定を取消した理由  
指定自動車教習所を自主廃止したため。

○宮城県公安委員会告示第160号

次の指定講習機関は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の10の規定により、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第14条第1項の規定に基づき特定講習の廃止許可申請がなされ、これを許可したので同規則第14条第2項の規定により告示する。  
平成30年11月16日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	廃止した特定講習の種類	廃止許可日
若柳第一自動車学校 栗原市若柳字川北東若柳107番地 高 橋 博 剛	若柳第一自動車学校 栗原市若柳字川北東若柳107番地	道路交通法第108条の2第10号に規定する初心運転者講習	平成30年 11月7日

○宮城県公安委員会告示第161号

次の者は、自動車教習所の廃止により、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項第1号及び第2号に適合しなくなったため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第12条の規定により告示する。  
平成30年11月16日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

名称、住所及び代表者の氏名	取消した教育の課程及び名称	認定を取消した年月日
若柳第一自動車学校 栗原市若柳字川北東若柳107番地 高 橋 博 剛	運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条 第1号(四輪免許取得者ペーパードラインバー教育) 第2号(二輪免許取得者ペーパードラインバー教育) 第4号(高輪運転者教育) 第6号(優良・一般運転者更新時講習同等教育) 第8号(企業習熟運転者教育)の教育課程	平成30年 11月7日

### 雑 報

○株式会社レノバ代表取締役社長木南陽介から、公報掲載の依頼があった。  
平成三十年十一月十六日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第三十八条第四項の規定により、（仮称）石巻港バイオマス発電事業の事業内容の変更について、次のとおり公告する。

平成三十年十一月十六日

株式会社レノバ

代表取締役社長 木 南 陽 介

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 株式会社レノバ

2 代表者 代表取締役社長 木南 陽介

3 所在地 東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称（仮称）石巻港バイオマス発電事業

2 種類 条例第二条第三項に規定する第二種事業（火力発電所の設置の工事の事業）

3 規模 七万四千九百五十キロワット

三 変更年月日 平成三十年十一月十六日

四 変更の内容 第二種事業が実施されるべき区域の変更

五 変更の理由 燃料保管場所の追加